

吹田市高齢者等フレイル予防に係るICTを活用した認知機能評価システム導入保守管理業務
公募型プロポーザルに関する質疑書への回答

質疑番号	質疑内容	回答
1	仕様書内3実施の目的において、「健常に回復する可能性が高い軽度認知障害(MCI)を発見することで、医療費や社会保障費の軽減を目指す」とありますが、本業務で採用検討される認知機能評価システムにおいてはMCIの状態を発見する能を有する(すなわち、薬機法で定めるプログラム医療機器である)ことを必要要件とされておられますか？	市の事業では、認知症やMCIを診断するのではなく、高齢者等の気づきを促すための客観的指標として認知機能評価を行います。このため、薬機法で定めるプログラム医療機器である必要はありませんが、科学的根拠のある認知機能評価システムが必要と考えています。
2	仕様書内3実施の目的において「認知症の早期発見・早期治療のために…認知機能評価システムを導入する」とありますが、本業務で採用検討される認知機能評価システムにおいては、過去に認知機能評価結果に基づいて事実、認知症の早期発見・早期治療に寄与したとする地域医療との連携実績があることを必要要件とされておられますか？	仕様書6(1)に記載のとおり、必要要件ではありませんが、自治体等における同種業務の実績及び関係機関との連携実績を審査項目としています。
3	仕様書内7業務内容では、被検者となる市民がタブレット端末等を自己操作し、複数ドメインに細分化された認知機能評価を実施することが想定されておりますが、しばしば、保健・臨床領域で懸念される「自己操作法による検査環境の散乱(正確に操作した・できたかが不明瞭、適当な操作、後半課題での疲労・倦怠等の影響)」の保全を担保できる旨をお示しすることを必要要件とされておられますか？	必要要件ではありませんが、できるだけ検査環境に影響されないことが望ましいと考えています。
4	本件業務の実施目的を達成する上で、認知機能評価システムの評価精度(特に健常ならびにMCI間評価における精度、感度、特異度)の担保は必要要件と理解できますが、仕様書内6実施体制にある「認知機能評価に関して学識経験者との連携体制を有する」という点以外で、認知機能評価システムそのものの評価能をお示しすることを必要要件とされておられますか？	MCI状態にある高齢者等を早期発見可能な認知機能評価であるかどうかを審査項目の一つとしています。判定基準等の科学的根拠を御提示ください。
5	仕様書内7業務内容では、認知機能評価を実施した後に市民やその家族に対してどのように結果を提示、提供すべきかが定義されていません。紙面レポート提供を想定する場合には、持ち運び可能なプリンタを受託者で用意する必要がありますでしょうか？また、メールやPHR連携による電子的レポート提供を想定する場合の費用については、本件業務見積額内に計上することを想定されておりますでしょうか？	システム導入後は市職員等が市の事業で本システムを使用し、その場で即時、結果を含めた紙面レポートを高齢者等に提供することを想定しています。本市でモバイルプリンタを用意しておりますので、本業務にはプリンタの用意を含みません。また、現時点で高齢者等へのメールやPHR連携による電子的レポート提供は予定しておらず、業務見積額内に計上することは想定しておりませんが、仕様書範囲外の追加提案として御提案いただくことは可能です。
6	しばしば、保健・臨床領域で懸念される「民間検査のやりっぱなしで予防指導や医療連携が想定されていない」や「安易にMCIとレッテルを張り不安をおおる」等を回避するために、認知機能評価システムに付随して予防指導箋の提供や地域医療からの事前説明会の実施、賛同や連携体制の確認を必要要件とされておられますか？	必要要件ではありません。認知機能評価でMCIの可能性が高い方には市や地域包括支援センターの保健師等による個別支援や、市の介護予防事業等を案内する予定ですが、結果と併せて予防指導箋の提供が可能な場合は御提案ください。
7	仕様書内7業務内容では、参加者の「認知機能評価結果、性別、年齢、評価日、参加会場」を管理するシステムが想定されており、氏名等の登録がない場合においても極めて限定的な実施環境が想定でき、個人情報の保護に関する法律における「個人を特定し得る個人情報」あるいは「要配慮個人情報」に該当すると理解されますが、「十分なセキュリティ体制を担保する」ということは、個人情報の取扱いを想定した体制を担保する、と解釈してよろしいでしょうか？	認知機能評価システムで個人情報を取り扱うことはありません。しかし、一定のセキュリティ体制を担保することは必要であると考えています。
8	仕様書内7業務内容では、ヘルプデスクの設置が規定されておりますが、具体的なヘルプデスクの回線数、対応者の職能、運営曜日、時間帯、フリーダイヤルの有無の具体規定をお示しください。	ヘルプデスクは市職員等が、システム使用に伴うトラブル発生時に連絡・相談する窓口を想定しています。回線数や職能等は問いませんが、市役所開庁時間(平日9時～17時30分)に対応可能であり、システムエラーへの対応や評価基準の説明等、迅速に対応可能なヘルプデスクの運営をお願いします。
9	募集要項5(6)(オ)では、誓約書(様式5)の提出が規定されておりますが、税務署の発行する納税証明書等の添付が必要でしょうか？	税務署の発行する納税証明書等の添付は必須ではありません。